

大井町ジビエ利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の農作物被害対策として捕獲したシカやイノシシ等（以下「野生鳥獣」という。）の利活用として、あしがらジビエ工房で加工処理したジビエ肉の普及促進を図るため、大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町長は、ジビエ肉として利用及び地産地消を促進するため、町内の飲食店等において、調理加工して提供する目的で仕入れる場合の当該ジビエの購入費用（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内において飲食に関連した事業を営む者
- (2) 町税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 大井町暴力団排除条例（平成23年4月1日条例第7号）に抵触している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして補助対象者とするのが適切でないと町長が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、令和7年4月1日以降に自らの店舗等において、加工して提供する目的のために仕入れるジビエ肉（あしがらジビエ工房で食肉加工されたものに限る。）の購入費用とする。

2 前項の購入費用のうち、国、県又は町の他の補助金を受けているものは、補助対象経費から除外する。

(補助額)

第5条 補助額は、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）1者につき、1会計年度につき40,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 交付申請者は、大井町ジビエ利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを町長に提出するものと

する。

- (1) あしがらジビエ工房で食肉処理されたジビエ肉であることを証する書類
- (2) 補助対象経費を確認できる書類（領収書等）
- (3) メニューの写し、その他の仕入れ目的を確認できるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類（交付の決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、決定後、交付申請者に対し、大井町ジビエ利用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第8条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する月の翌月末までのいずれか早い日までに、大井町ジビエ利用促進事業補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費がわかる領収書又は請求書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類（補助金額の確定及び通知）

第9条 町長は、前条に規定する報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、確定後、補助事業者に対し大井町ジビエ利用促進事業補助金交付額確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた場合は、大井町ジビエ利用促進事業補助金請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する届出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱及び大井町補助金等交付規則の条件に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 特別な事情もなく、事業を実施しなかったとき。

(関係書類の保存)

第 12 条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から 10 年間保管しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。